

日立市公告第 30 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同条第 7 項第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 31 日

日立市長 小川 春 樹

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	大字	森林面積	森林所有者数	筆数	整理番号
1	日立中央	助川町 城南町	14.5056ha	11 人	14 筆	日－日立中央 R3-001～ R3-011

2 縦覧場所

日立市役所農林水産課

日立市ホームページ (<https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/004/003/p104984.html>)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が日立市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。

以 上